

## 大阪弁護士会（大阪弁護士会館）

## 年末・年始の業務に関するご案内

年末・年始の大阪弁護士会の各種業務の体制は、次のとおりとなっておりますのでご案内いたします。

業務内容	年末・年始の休業期間
弁護士会館	12月29日(金)～1月4日(木) * 12月28日(木)は、午後5時で閉館となります。
法律相談	12月29日(金)～1月4日(木) * 12月28日(木)は、会館での相談は、午前のみです。 ただし、各センターは、12月28日午後も相談を実施します。 ◆ 総合法律相談センターの会館、なんば、堺、岸和田、谷町、南河内の相談センターとも、年末年始は上記期間休業しておりますが、ホームページ上では、1月5日からの相談予約を受付けております(WEB予約: <a href="https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php">https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php</a> )ので、ご利用ください。 (☎ 06-6364-1248/休業期間中はつながりません)
市民窓口	12月28日(木)～1月8日(月) * 12月27日(水)は、午後2時予約分で終了します。 年始は、1月9日(火)午前10時予約分から実施します。 なお、面談相談の予約は、1月5日(金)から開始します。 予約受付時間:平日(月～金) 午前9時～午後5時まで (☎ 06-6364-0257)
各種電話相談	12月28日(木)～1月4日(木)の間は、相談日にあたる場合でも電話相談は実施いたしません。 〔該当する電話相談〕 高齢者・障がい者/公益通報者サポート/犯罪被害者 子どもの人権/遺言・相続/空家/無戸籍 * 子どもの人権電話相談は、12月27日(水)実施分も休みとなります。
レストラン (洋食レストランEN)	12月29日(金)～1月5日(金) * 12月28日(木)は、午後2時までの営業となります。
地下駐車場	12月28日(木)～1月4日(木)

以上